

集団自決問題

真相と疑惑 その行方

星雅彦

このたじの文科省による沖縄戦の教科書修正問題とは、慶良間諸島の「集団自決」の史実に端を発している。

そして軍命によって「集団自決」という惨劇が起きたことへの証言者が次々と殺戮場としていよ。しかしそれらすべては、又聞きの話である。証言者の中には、戦前戦中戦後の証言者である。直接命令は誰も聞いてないのだ。それでも住民の心境は、「共生共死」の精神に染まっていた。皇民化教育と軍国主義に

洗脳されていながら、時代の空気の「死の予感」を共有していったところからい。微妙なことを察するから、心理的には「軍命」があった。感、戦前戦中戦後の証言者である。文科省の教科書検定の修正内容

沖繩戦の冒頭で慶良間諸島の海上挺身隊の元隊長やその遺族が、「沖繩ノート」の著者・大江健三郎と発行所の山石波書店を相手取って、「沖繩集団自決冤罪訴訟」を起こしている。

「その係争中の裁判の影響を受け、文科省の
検定は、^{動議のルックアウト} ^{その裁判とは、戦時}
中の空問味島の梅澤、渡嘉敷島の赤松両部

隊長によつて自決命令が出たこと、^{沖繩ノ一}
隊長が「自決命令は下された」といふ原
告の主張は、^{大正三郎と岩波書店を}
被告とする名誉毀損の訴訟は、^{つまり文}

科省の検定は、その裁判の原告の意向を汲み
取つて判断の基準とし、^{たゞし、}
今になって自決について

たとい「集団自決」が悲惨な負の遺産であ
つても、^{在るがまま} 歴史的事実を後世に伝承されるべき
であつて、曖昧にしたり隠蔽したりすること
は、^{は、} 歴史のついで。あえて文科省がタブーを冒して

検定した^{は、} 意図があり、それは国家の一環に
思えてならない。そこは政治的^な 意図が見え
隠れする。そして憲法改正の九条の問題や、

集団的自衛権の問題や、沖縄の基地問題へと
連係^{する} 働きが感じとられるのだ。だと

No.2

連係^{する} 働きが感じとられるのだ。だと

すると、^{遠い過去の}「軍命」の有無の問題にとどまらず、^{歴史的}政治的動向を伴うものでも誰しも放っておけな^い現実問題として受け止め、日本の方角性を懸念すること^{に至る}が初^め。いま「集団自決」によって、我々の歴史認識が向かわれ^てい^るのである。

~~何~~ ^{命令} さて、戦隊長はよく「集団自決」について、十年も密封されつづけていた新事実がある。それは今まで密かな噂になつても死後問題に結びつくので立ち消えていた。それは謎解き

のような一種の仕掛けがあり、「軍命」に関する否定的な事象が判明した。つまり「軍命令」はなかつたという証言者が出てきた。すなわち去年の夏、産経新聞や雑誌「正論」(11月号)に「渡嘉敷島集団自決に軍命令はなかつた」と、実名で証言して^{いる}。地元沖縄で知れ渡つてないが、日本文化チャンネル桜でも放映され、全国的に公開済みなのであった。

No.3 その人は那覇市在住の照屋昇雄(八十三歳)で、戦後の琉球政府社会局援護課の旧軍人軍属資

格差審査委員会の委員を務めた経歴を持つ。(一九
五四年十一月の「特令書」確認) その頃「援護法
」が施行されていたので、彼は集団自決の犠牲
者らに援護法を適用させる方法をおよこれ検
討して、東京の南方同胞援護会に申し出たか
取り合ってくれなかったという。後で、援護
法の規定の中にも、隊長の命令による自決やス
パイ行為による銃殺は、一応戦闘参加者とし
て援護^{遺族には}年金の受給者^{として}該当する適用法律があ
ることしか分かって^いた。その手続きに苦心した経

緯が「照屋昇雄氏の証言」^(の中)に詳細に述べられ
てある。住民を「準軍属」として赤松隊長の命
令で集団自決したことにするため、玉井喜八
凌嘉敷村長に赤松嘉次元隊長の兵庫県の自宅^{加古川市}
まで行って貰い、「命令書」に署名捺印して
もらい援護会に提出し^た。ま^まとした説得力
ある証が出てくる。照屋昇雄^氏が「集団自決」の遺族の
書類を凌嘉敷島に一週間泊り掛けで作成して、
B.4 援護年金の手続き(一九五七年頃) ^(その頃)
凡そ五十年間ずっと赤松隊長の遺^事新聞に

命令書の説か

出るたびに照屋昇雄は「心か張り裂ける思い」
をしてきた。^{三十年ほど経つて} ^し ^{かも} ^{赤松} ^{嘉次} (一九八〇年死
亡) は玉井村長として自分はガンで余命三ヶ月
しかない中で、村史から自分が自決命令を出
した^と ^い ^う ^事 ^を ^削 ^除 ^し ^て ^欲 ^し ^い ^旨、再三の電話
があつた^{こと} ^の ^相 ^談 ^を ^受 ^け ^て ^心 ^配 ^が ^眼 ^水 ^を ^い
日か続いたともいう。

一九六九年の春 ^{筆者は} ^{慶良間諸島を三泊四日の}
取材旅行をした経験がある。 ^島 ^を ^訪 ^ね ^た ^時 ^の
決の遺族たちが ^{赤松隊長の命令} ^{という証}
言は ^得 ^{られ} ^な ^か ^つ ^た。 ^{また} ^{七〇年三月二十六日に}

島の二十五周年忌慰霊祭の招待を受けて、
赤松元隊長はじめ十数人の旧日本軍とその遺
族が来島したとき、 ^{抗議} ^{団体} ^{から} ^列 ^{しく} ^非 ^難
四馬倒される中で、「自決命令は下さなかつた。

だが責任は私にある。 ^一 ^を ^く ^り ^返 ^す ^赤 ^松 ^元 ^大 ^尉
^の ^那 ^覇 ^上 ^陸 ^{した} ^と ^き ^の ^一 ^問 ^二 ^答 ^や、 ^{二十} ^八 ^日 ^の ^慰 ^霊
聖祭の状況 ^{二十九日帰阪する前の宿舎の大}
文閣での記者団とのやりとり等の現場 ^の ^筆 ^者
は県史9巻戦争記録篇と執筆したことある。

深い関心もあつて、
立ち会ひする。そのとき、
島田一人
旧友のちよと別

上陸できなかった赤松は、
花束と弔辞を届け
たようだが、
エビ涙が出て感慨を量です

記者が自決に迫りやつた責任
は、
連下政市

隊長が受けて、「
こうやつて隊長がやつて
きたではないか。責任というか、
もし本当の

ことと云つたらどうなるか、
大變なことになる
るんのですヨ

連下は「
いろいろ人々を迷惑かかると
いふ記者の発言は、
責任を問かせてほしい

「
右の連下も出来事を反側から思ひ
善意でやつた照屋昇雄の虚偽行為は、
もはや

時効になつていると言えよう、
史実の歪曲と
目前の解決は、
真相は深い雨の中へ隠れることもあるし、
また

「
集団自決問題には、
県

「
民の戦後遺恨、
責任問題も埋蔵されてい

「
今日の沖縄らしい大同団結による
国指導の教科書

「
教科書の「
革命は命をかけた
とんちをたいて

とんちをたいて